

沼津市地域公共交通網形成計画の変更について

令和3年度 第1回沼津市地域公共交通協議会の振り返り

平成
19年
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

改正地域公共交通活性化再生法のポイント

■ 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ

(地域交通に関するマスタープランをバージョンアップ)

- ✓ 地方公共団体による作成を努力義務化（国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進（作成経費を補助）
- ✓ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付け
- ✓ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価等（データに基づくPDCAを強化）

地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成

網形成計画と同様



地域における
輸送資源の総動員

今般新たに追加

**メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保**

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎
サービスなど

地域公共交通利便増進事業とは

- 地域における公共交通ネットワークの再編を行う取組に加え、運賃・ダイヤ等の見直しも含め、利用者の利便の増進に資する取組を対象としている事業です。
- 地域公共交通計画において地域公共交通利便増進事業の概要を定めた上で、利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て利便増進実施計画を作成し、国土交通大臣へ申請し認定を受けるものです。

イ. 特定旅客運送事業※に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- バス路線の幹線と支線の分割
- 中心市街地を回遊できるバスの新設 など
- 市街地中心部のバス路線の集約化



ロ. 他の種類への旅客運送事業への転換又は自家用有償旅客運送から旅客運送事業への転換

《事業例》

- 旅客鉄道から路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）へ転換
- 路線バス・コミュニティバスから一般タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）へ転換
- 旅客船（定期航路事業）から海上タクシー（不定期航路事業）へ転換
- 自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



ハ. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

《事業例》

- 交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- 自家用有償旅客運送の区域の拡大 など

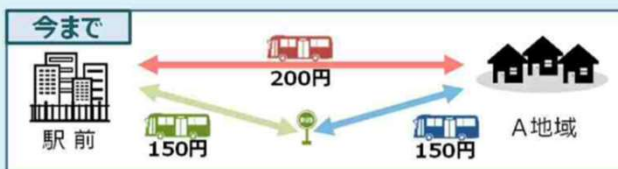


利便増進実施計画とは

二. 運賃又は料金の設定

《事業例》

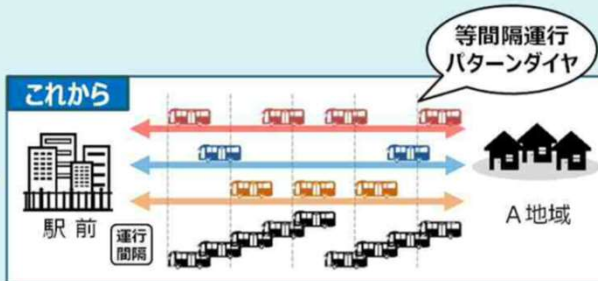
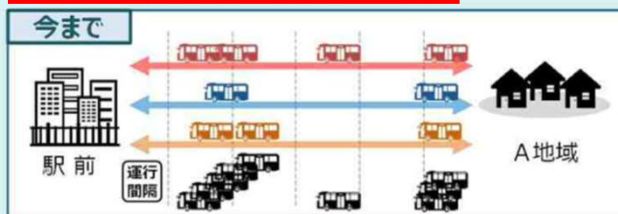
- ・ 定額制乗り放題運賃
- ・ 通し運賃 など



ホ. 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- ・ 等間隔運行やパターンダイヤ など



ハ. 共通乗車船券の発行

《事業例》

- ・ 電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



ト. イ～ハに掲げる事業と併せて行う以下の事業(施行規則 § 9の3)

《事業例》

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード又は二次元コードの導入
- ⑤ ①～④に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

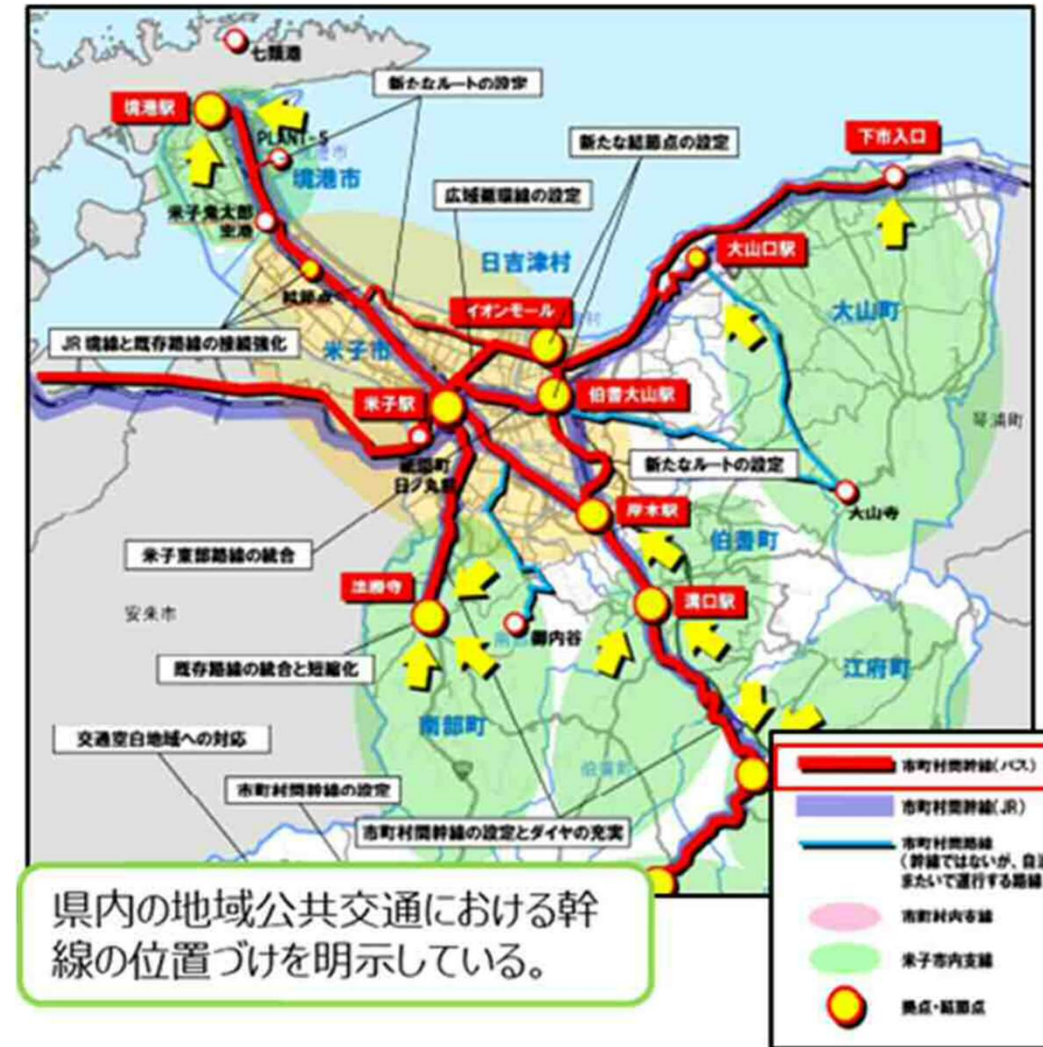
地域公共交通活性化再生法の改正

見直し1：公共交通計画として作成の努力義務化

- 公共交通網形成計画から「公共交通計画」へ
- 地方公共団体による作成の努力義務化
- 定量的な目標設定及び毎年度の評価 など

見直し2：補助制度との連動化

- 幹線補助は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する広域的な地域公共交通計画に位置付けることを想定。
- フィーダー補助は、主に市町村単位で作成される地域公共交通計画に位置付けることを想定。
- 乗合バス等への補助を法定計画と連動化することで、公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助を実施。



沼津市地域公共交通網形成計画の変更点

法改正への対応

- 「沼津市地域公共交通計画」へ
- 定量的な目標設定（運送収支、補助額）
- 計画への補助路線の位置づけ

利便増進実施計画への対応

- 利便増進実施計画の概要を定める

社会情勢への対応

- コロナ禍を踏まえた新たな生活様式への対応
- 大雨等災害時への対応

外出が必要な方のために運行を続けています

お客様の安全・安心のための取り組みを行っています



マスクの着用・健康管理



窓開けによる換気



定期的な清掃・消毒



マスクの着用を
お願いします



会話を控えるよう
お願いします



ソーシャル・ディスタンス
なるべく間隔を空け
ご乗車下さい

感染拡大を防止するためにご協力をお願いします



今後のスケジュールについて

今年度のスケジュール

日程	協議会	内容	部会	内容	その他
7月	第1回	・網形成計画の変更について ・利便増進計画の作成について			
8月					個別協議
9月					個別協議
10月	本日		第1回	・網形成計画の変更(素案) ・利便増進計画の事業(案)	個別協議
11月	第2回	・網形成計画の変更(案)について ・利便増進計画の概要について			個別協議
12月			第2回	・利便増進計画(案)	・網形成計画変更パブコメ ・利便増進計画認定申請
1月	第3回	・網形成計画の変更承認 ・幹線、フィーダー、自主運行承認			
2月		公共交通計画 策定			利便増進計画 認定
3月			第3回	・次年度事業の確認	4/1～ 事業実施